

第23回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年4月25日（月） 午前11時10分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 7 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1 番委員 駿河 信一
2 番委員 太田 豊
3 番委員 新田 義修
4 番委員 佐藤 恵一郎
5 番委員 武田 美紀
6 番委員 高橋 敏彦
7 番委員 吉清水 秀明
8 番委員 大森 泰英
9 番委員 齊藤 新一

推進委員

宮林 和徳
桑原 和男

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主任主査	細川 直樹
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 事	鈴木 伸空

開会時刻 令和4年4月25日（月） 午前11時10分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第23回滝沢市農業委員会総会業務報告についてご説明させていただきます。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第22回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前に説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は5ページから9ページをご覧ください。
整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は西側にある小規模団地より住宅等が続いていることから、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるもの

であり、金融機関からの融資予約証明書により事業の確実性について確認しているところです。

次に、整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は主要地方道盛岡環状線に沿って業務用地や住宅等が続いていることから、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

なお、2つの案件は、ともに本年1月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、整理番号1番及び2番とも第20回総会の議案第4号で報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号2番につきましては、現地調査報告のため出席しております桑原和男推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

桑原推進委員 審議がしやすいよう、私は議案に関連があることから退席を希望します。

議長 ただ今本人からの申し出がありましたので、桑原推進委員の退席を許可します。

(桑原和男推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第2号のうち主なものについて説明させていただきます。議案書は11ページからご覧ください。

整理番号2番は、買い受けることとなっている農地を売買手続きを行うまでの間貸借契約を行うものです。

整理番号4番は、親子間の貸借案件です。借受者は今年3月に勤務先を退職し、これから本格的に農業を行うこととなります。なお、借受者の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、別世帯の親が所有する農地において既に耕作していたことから、新規就農者としては扱っておりません。

続きまして整理番号5番、6番は、所有権の移転案件となります。受け手であるそれぞれの認定農業者が所有者と調整した案件となっております。

整理番号7番は、昨年12月31日に貸借契約が終了したものを更新する案件です。本案件は下鶴飼地域で今年度予定されている地域集積協力金事業の対象となっておりますので、農地中間管理機構を活用し契約を行いました。実質的に更新案件となるため、現地調査は実施しておりません。

整理番号9番は、借受者の大釜仁沢瀬地域における農地集約化に伴う追加案件となっております。所有者からの貸付申出希望の時期により、他の案件と契約時期がずれたものです。

以上、議案第2号については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、宮林和徳推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。なお、整理番号7番につきましては、更新の案件につき現地調査を省略しております。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号7番を除く農地について、4月14日に佐藤農業委員、桑原推進委員と現地調査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

議案第2号のうち整理番号7番以外の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号のうち整理番号7番を除く農地の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
桑原和男推進委員の入場を許可します。

(桑原和男推進委員入場)

議長 桑原推進委員にお伝えします。議案第2号は原案のとおり決定しました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は27ページ及び28ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢駅より北東へ約550メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は宅地、西側及び北側は農地になっており、現地は農作業小屋が宅地地目の土地からはみ出るように建てられていたほか、残りは農業用の資材置場となりました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、報告第1号、第1回総務小委員会の報告について、総務小委員会大森副委員長より報告をお願いします。

大森副委員長 私の方から報告第1号、第1回総務小委員会の報告をいたします。

総務小委員会副委員長の大森です。総務小委員会報告につきましては、委員長が議長でありますので、副委員長の私から第1回総務小委員会の結果を報告させていただきます。

第1回総務小委員会は、4月8日に齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で令和4年度滝沢市農業委員会活動計画について協議いたしました。今年度の計画策定にあたっての留意点として、活動については今までの経験を踏まえ対応可能な限り実施すること、基本は参集開催とすること、雫石町農業委員会との合同研修や滝沢市農業委員会独自の視察研修等も実施の方向で計画を立てること、任期中に一度行っている滝沢市農業施策に対する要望書についても意見をとりまとめ、市の次期総合計画策定前には提出すること等が話し合われ、案のとおり決定いたしました。

また、その他には、今年度の総会の日程は毎月25日前後としていることや、活動の服装についても庁舎等における会議研修については作業が必要な場合を除きスーツを着用することについて委員に周知徹底するよう事務局に依頼し、了承されました。

なお、農地パトロール関係については農地小委員会で、後期の活動計画については総務小委員会であらためて協議します。

以上、第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第8、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書32ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第23回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年4月25日（月） 午前11時32分

議 長

会議録署名人 6 番委員

会議録署名人 7 番委員

これは原本である。

令和4年4月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一